

公立大学法人会津大学経営審議会規程

(平成18年4月1日規程第6号)
改正 2024年4月1日第43号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人会津大学定款第17条第1項の規定に基づき設置する経営審議会（以下「経営審議会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 経営審議会は、委員10人以内で組織し、経営審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 理事長
 - (2) 副理事長
 - (3) 理事長が指名する理事又は職員
 - (4) 公立大学法人会津大学（以下「法人」という。）の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから理事長が任命する者
- 2 前項第4号に掲げる者の数は、5人以内とし、かつ、委員の総数の2分の1を下回らない数とする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、役員である委員は、当該職の任期とする。
- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

(審議事項)

第3条 経営審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
 - (2) 中期計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
 - (3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
 - (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
 - (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、法人の経営に関する重要事項
- 2 経営審議会は審議において必要と認める場合は、教授会の意見をきくことができる。

(議長)

第4条 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、経営審議会を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、副理事長がその職務を代行する。

(招集)

第5条 経営審議会は、理事長が必要と認める場合に招集する。

(成立)

第6条 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(議決)

第7条 経営審議会の議事は、他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 理事長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を経営審議会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(非公開)

第9条 経営審議会は公開しない。

(議事録)

第10条 経営審議会における議事概要について、議事録を作成し保存する。

(庶務)

第11条 経営審議会の庶務は、事務局総務予算課において処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、経営審議会の運営に関し必要な事項は、経営審議会が別に定める。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2024年4月1日から施行する。